別紙３

２０２３年（令和5年）7月３１日

保 護 者 の み な さ ま

福 山 市 教 育 委 員 会

学習活動における生成ＡＩの利用について

平素から本市教育の充実に向けて，格別の御理解，御協力をいただいておりますことに，厚くお礼申し上げます。

この度，文部科学省から，主として対話型の文章生成ＡＩについて，「初等中等教育段階における生成ＡＩの利用に関する暫定的なガイドライン」が示されました。その中で，生成ＡＩ等の新たな情報技術については，児童生徒が使いこなすための力を育てていくことは重要であるとする一方で，個人情報の流出や著作権の侵害等の様々な懸念も指摘されています。

また，児童生徒が知識や思考力が十分に身に付いていない状態で使うことにより，不正確な回答内容を信じてしまったり，より深く考える機会を逸してしまったりする可能性も指摘されています。

ご家庭において学習に生成ＡＩを利用する場合は，次のことに十分留意し，お子様が不適切な利用をすることがないよう，話し合ってください。

① 年齢制限や保護者同意など利用規約を守る。
② 指示文を入力する際には，名前や住所など個人情報を入力しない。
③ 各種コンクールの作品やレポート・小論文などについて，生成ＡＩによる成果物をそのまま自分の作品として提出しない。

※ 「文部科学省『初等中等教育段階における生成ＡＩの利用に関する暫定的なガイドライン』」の資料はこちらから →